



来年前半にも最初の和解案—私たちは必ず勝つ！

—東電の「引き延ばし」「値切り」作戦に怒りを—

弁護団共同代表 弁護士 河合 弘之

申立から、まる2年になろうとしているいま、「まだ決着がつかないのか？」という声をたくさんいただいている。ごもつともだ。ADRとは本来、もっと早くに決着させるための制度なのだから。これがどこかのそば屋なら、みなさんはとっくに怒っているに違いない。われわれ弁護団も。

この遅さの要因の第1は、ADRの裁判官役、仲介委員たちの消極的姿勢にある。これまでの彼らは違った。長泥や蕨平の初期被ばく慰謝料、浪江町の避難慰謝料の一律増額、山木屋の不動産賠償の増額などで、画期的な和解案を提示してきた。そんな彼らがなぜここに来てノロノロしているのか。これは東京電力に原因がある。長泥の初期被ばく慰謝料と、山木屋の不動産賠償の増額に関しては和解案どおりに支払ったものの、蕨平と浪江町に関しては和解案の受け入れを拒み続けている。これがADR仲介委員の意欲を削ぎ、我が飯舘村民の申立に対して「早く和解案を出そう」という機運が出てこないのだ。

要因の第2は、東京電力もそのスポンサーである国も賠償に後ろ向きになっていることだ。加害者たる東京電力が被害者に賠償するのは当然なのに、「それでは倒産してしまう」と国を丸め込み、まんまと国に支払わせることに成功したのだ。ところが国は国で「きりがいい損害賠償は東京電力の重荷、国の迷惑だ。被害者が疲れてあきらめるよう引き延ばそう」という本音を「血税を無駄遣いするな」と言い換えて、さも賠償を求める被害者が悪者であるように喧伝する。

この構図は、かの水俣病事件とまったく同じで、60年たっても未だ解決をみていないのは、皆様ご承知のとおりである。

しかし、ここであきらめてはいけない。みなさんは、国や東電からひどい被害を被ったのだ。正当な賠償を求めるのは当然のことである。

危険性を軽く見て原子力発電拡大政策を推進した国と、それを実行した東京電力が「償い」を怠けているのだから、怒らなくてはならない。

初期被ばくに対する慰謝料と生活破壊に対する慰謝料については、弁護団から113本を超える証拠書類を提出し、昨年11月には現地調査も実現させて、いまは東京電力の反論を待っている段階である。避難慰謝料の増額に関しては、浪江町に出したような一律増額の和解案では東電がのまないだろうということで、ADR仲介委員は、申立人一人一人の個別の事情を主張するように命じている。これに関しては、10世帯の代表世帯を抽出して、審理を先行させることが決まった。いずれにしても、遅くとも、来年には、判決にあたる和解案が提示されるだろう。

ADRの和解案の提示が5年も10年もかかるというようなことはあり得ない。時間がかかろうとも和解案は必ず出る。ひとつひとつ成果を上げていけば、気持ちも明るくなり、団結して前に進むことができる。闘いを途中でやめてしまっただけでは勝てるわけがない。やめてしまっただけでは相手の思うツボだ。心をひとつにして頑張ろう。

弁護団は最後まで飯舘の皆様とともにあります。

低線量被曝のリスク および甲状腺ガン多発に関するこれまでの主張

弁護士 大橋 正典

——ご心配の方も多いと思われる、低線量被ばくについて弁護士が提出した意見書の要点をご紹介します。——

1 ADR集団申立の申立人ら準備書面(6)において、イギリス・アメリカ・フランス3カ国の共同研究およびスイス、イギリスの論文(注1)を引用し、低線量被曝といえどもリスクは存在し、被曝リスクには閾値(これ以下ならばリスクはないという被曝量)がないことを主張・立証しました。

これらの研究は、いずれも世界的に権威ある専門誌に、いずれも世界的に権威ある大学の教授等によって、2012年以降に公表された最新の研究結果です。これらによって、

成人(核関連施設従事者)においては、

(1) 平均年間1.1mGy、平均累積被曝量15.9mGy程度の極低線量・極低線量率による白血病リスクの増加(甲共74、75)

(2) 平均累積結腸被曝量20.9mGyという極低線量による全固形ガンリスクの増加(甲共76、77)

小児という放射線感受性の強い年齢層においては、

(3) わずか毎時0.2マイクロSv以上の自然放射線による線量であっても、毎時0.2マイクロSv未満の線量の場合に比して、小児(16歳未満)の全ガンおよび白血病・急性リンパ性白血病・中枢神経系腫瘍が明らかに増加し、自然放射線と小児ガンとの関係は因果関係と判断されること(甲共78)

(4) 自然放射線レベルの被曝ですら小児(15歳未満)白血病は増加し、累積被曝量4.1mGy超では統計的に有意であること(甲共79)

(5) CT検査当時22歳未満の患者が対象の研究では、累積被曝約50mGyという低線量のCTスキャン使用ですら白血病リスクは約3倍に、累積被曝約60mGyという低線量のCTスキャン使用ですら脳ガンリスクを約3倍にしるのであり、CTスキャンによる赤色骨髄および頭部への推定放射線被曝量とその後の白血病および脳腫瘍との間の有意な関連性を提示すること(甲共80)が、明らかにされました。

以上の研究により、低線量WG報告書記載の「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響に

よって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。」などの主張が誤りであり、年間20mSvないし累積100mSvを優に下回る極低線量率・極低線量の被曝ですら統計的に有意なガンリスクの増加が生じることが明らかとなったのです。現時点では、100mSv以下の線量においても白血病を含むガンのリスクが、統計的にも有意であり、科学的に明白に証明されていることは、もはや争点たり得ないほど明らかな事実です。

2 また、ADR集団申立の申立人ら準備書面(7)においては、津田敏秀岡山大学教授ほかの論文(注2)と宗川吉汪京都工芸繊維大学名誉教授ほかの論文(注3)に基づく主張・立証をしました。いずれの論文も、福島県が実施している県民健康調査の一環である平成23年3月11日時点で概ね18歳以下の福島県民を対象とする甲状腺超音波検査によって発見された甲状腺ガン症例数をそのまま利用し、本件事故以前の知見と本件事故以降の甲状腺ガンの症例数を比較して、本件事故後に福島県において甲状腺ガンが多発していないかを考察したものです。誠に残念ながら、福島県においては若年層の甲状腺ガンが増えており、福島県内でも発生状況に差があること(概ね、原発に近いほど多発している)が示されました。この研究結果を引用し、今後のガン発生を少しでも減らすためには、追加被曝を減らすことが重要であり、特に放射線感受性の強い若年層および若年層がいる家族に関しては、飯舘村への帰還は不可能であることを主張しました。

幸いにも、飯舘村の皆様におかれましては、小児甲状腺ガンは見つかっていないようです。一部では、検診を任意とすることで、ガンの多発を隠蔽しようという動きもあるようですが、甲状腺ガン検診をしっかりと受け、最悪の場合でも、早期発見・早期治療を受けられるよう心がけることが肝要であると我々は考えております。

注1 甲共74~80の英語論文および日本語訳

注2 「Thyroid Cancer Detection by Ultrasound Among Residents Ages 18 Years and Younger in Fukushima, Japan: 2011 to 2014」(18歳以下の福島県民における甲状腺超音波診断による甲状腺ガンの検出: 2011年~2014年)(甲共81号証の1と甲共81号証の2)及び同論文に対する批判への応答(甲共82号証の1 The Authors Respondと甲共82号証の2)

注3 宗川吉汪京都工芸繊維大学名誉教授ほかの「福島原発事故と小児甲状腺がん」(甲共88号証)

報告：自死・関連死についての対応

弁護士 自死・関連死担当班 弁護士 大森 創

■災害弔慰金の申請について

震災以降に亡くなられた方について、災害弔慰金の申請準備をしています。

東日本大震災や原発事故による避難生活が原因での死亡(震災関連死)と認定されれば、市町村から災害弔慰金が支給されます。災害弔慰金の申請を希望する方の中には、これまで一度も災害弔慰金の申請をしていない方だけでなく、災害弔慰金の申請をしたけれども認められなかった方も含まれます。災害弔慰金については再度の申請も可能ですので、弁護士として、再度の申請を検討しています。

なお、災害弔慰金が支給されるためには、お亡くなりになられた方の死亡の原因が震災や原発事故による避難生活であったと認められ「震災関連死」と認定されなければなりません。震災関連死を認めさせるためには、従前からの既往症の有無や避難生活の状況、死亡に至る詳細な経過など死亡原因を主張しなければなりませんので、申請をする際には死亡診断書や診療記録、陳述書など

の証拠を集める必要があります。ご遺族の皆様のご協力が必要ですので、よろしくお願ひします。

弁護士としては、ある程度の証拠を集めて、複数人を同時に飯舘村に対して災害弔慰金の申請をしたいと考えています。現在、申請書等のひな形を作成していますので、災害弔慰金の申請をご希望される方は、担当の弁護士か事務局までご連絡をお願いします。

■自死事件の裁判について

平成23年6月に飯舘村から福島市内へ避難され、その後、長く続く避難生活のストレスから自殺された方がいます。弁護士は、ご遺族からの依頼を受けて、自殺した原因が原発事故にあるという理由で東京電力に対する裁判を行う準備を進めており、この秋にも提訴の予定です。

「原発事故さえなければ」とのご本人・ご遺族の無念の思いを、改めて加害企業である東京電力に問いたいと思います。

避難慰謝料の支払いが認められました！

弁護士 佐藤 隆志

夫が仕事の都合により自宅を留守にすることが多かったため、平成21年春頃から飯舘村内の実家に戻って生活していた女性と、その後、平成22年に生まれた子供の2名について、東電は、事故当時に住民票上の住所が飯舘村になかったとして避難慰謝料の支払を拒否していました。

しかし、担当弁護士により陳述書や証明資料等を準備して直接請求を行ったところ、本年4月に東電は、平成23年から平成30年3月までの避難慰謝料(月額10万円・2名分)の支払を認めました。

**ADR 申立をしていても、
東電から直接請求はもらえます！**

東電に謝罪させました！

またしても「ADR申立を理由に支払を拒否」

弁護士 塚越 邦広

本年5月、申立団事務局に申立人の方から、福島窓口で「ADRの申立をしているから支払えない、と言われた」とのご連絡をいただきました。

直接請求における「ADR申立を理由とした支払拒否」については、すでに昨年、東電は正式に「間違いでした。払います」と謝罪し、その旨の謝罪文を交付しています。

今回も、その後、ご本人宛に東電から謝罪の電話がありました。窓口担当者に対しての広報が徹底されていない事が一番の問題ですが、同じ様に、ADR申立を理由として支払拒否がありましたら、担当弁護士または事務局までご連絡ください。すぐに対処します。

「就労不能による損害」について裁判を起こします！

弁護士 大河 陽子

このたび就労不能による損害について訴訟を起こすことになりました。

訴訟を起こす方（伊藤延由さん）は、原発事故前、農業研修所「いいたてふあーむ」で農業・施設管理の仕事をしていましたが、原発事故によって、その仕事をする事ができなくなりました。

東電は、2015年（平成27年）2月末までは一定額の賠償金を支払いましたが、同年3月に一方的に支払いを打ち切りました。その理由は、「本件事故」により失職等を余儀なくされ、平成27年2月28日時点において収入がなく、平成27年3月1日以降も個別のやむを得ないご事情により就労が困難な状況にある方（障がいをお持ちの方など）に、伊藤さんが該当しないというものです。東電の考え方は、事故後4年経過すれば再就職できるはずだから、4年経過した場合、原則として就労不能による損害を支払わないというものだと考えられます。

しかし、伊藤さんは、高齢のため、再就職することはできません。伊藤さんは、上記仕事を開始

するに際して、会社から「できるだけ長く働いてほしい。」と言われ、それを承諾していました。伊藤さんは、体が動かなくなるまで、上記仕事をするつもりでした。仕事内容も、高齢になっても従事できるものでした。原発事故がなければ、体が動く限り、仕事をする事ができたと考えられます。東電の主張は、個別の事情を考慮することなく、一律に4年間経過すると就労不能による損害の賠償を打ち切るというもので、不当だと考えられます。

そこで、東電が支払いを打ち切った2015年（平成27）年3月から、「今後仕事ができなくなる」と通常考えられる年齢までの期間の毎月の収入に相当する損害を賠償請求する予定です。

伊藤さんに類似する状況の方で、訴訟を起こしたいと考えられる方（あるいは、東電や県、国に対して何らかの働きかけをしたいと考えられる方）がおられましたら、担当弁護士、事務局、あるいは伊藤さんにお知らせください。



2016年9月11日 申立団総会に出席した弁護士たち 左から 河合弘之、保田行雄、大森創、中川素充

飯舘村民救済弁護士ニュース No.5

〒112-0012
東京都文京区大塚5-6-15ワイビル401
新大塚いずみ法律事務所
(旧称：保田法律事務所)
電話03-5978-3704

飯舘村民救済弁護士
共同代表 弁護士 河合 弘之
同 弁護士 保田 行雄
同 弁護士 海渡 雄一
(発行責任者)
事務局長 弁護士 只野 靖